真光寺・土ヶ谷・黒岩墓地空区画使用申込書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和　　年　　月　　日  （宛先）新居浜市長  使用申込者　本籍地  住　所  ふりがな  氏　名  電　話　（　　　　　　）　　　　－  真光寺・土ヶ谷・黒岩墓地の空き区画の使用について、次のとおり申し込みます。 | | | | |
| 名　　　　称 | 第１真光寺墓地・第２真光寺墓地・土ヶ谷墓地・黒岩墓地 | | | |
| 申込理由 | １　現在遺骨を保有しており、納骨する場所がないため  ２　生前であるが、将来、墓所が必要なため  ３　その他（事由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 被納骨予定者  （将来納骨される予定のある方） | 氏名 |  | 続柄 |  |
| 希望する区画の位置 |  | | | |
| 希望する区画の大きさ | 約　　　　　　㎡ | | | |
| 同意事項 | ・使用料は、墓所の面積０．１㎡につき２万１，０００円です。  ・遺骨を保有している方を優先する場合がございます。  ・市が区画を整備する際、問題が生じた場合は、使用許可できない場合がございます。  ・使用許可となるまでは、墓石設置、納骨等の日取りを決定しないでください。墓石設置、墓石代金、納骨等に関するトラブルについては、市は一切責任を負いません。  ・墓石の設置期限は、使用許可の日から１年以内です。 | | | |

真光寺・土ヶ谷・黒岩墓地募集要項

**≪ 申込資格 ≫**

　次の１及び２のどちらにも該当する方

１　**新居浜市に本籍又は住民票がある。**

２　**過去に新居浜市の市営墓地**（合葬式納骨施設納骨壇を含む。）**の使用許可を受けていない。**

※遺骨を保有している方を優先する場合がございます。

※納骨される遺骨１体につき重複の申込みはできません。また、複数の遺骨を所有している方であっても１墓所の申込みとなります。

**≪ 使用条件 ≫**

１　使用許可の日から**１年以内に墓石を設置し、使用の意思表示をすること**。

２　新居浜市墓地条例を遵守すること。

**≪ その他 ≫**

１　使用料は、墓所の面積０．１平方メートルにつき２万１，０００円

２　返還された空き区画の中から、御希望の区画を選択することができます。区画の広さについては、御希望にそえないことがございます。

３　申込みを受け付けた後に、一旦更地とするため、市が既存の土台、瓦礫等を撤去し、整備を行いますので、使用可能となるまでに３か月程度かかります。また、整備の際、問題が生じた場合は、使用許可できない場合がございます。

４　区画の整備費用に限りがありますので、申込件数が年間一定数以上に達すると、その年度は締め切らせていただきます。

５　使用許可となるまでは、墓石設置、納骨等の日取りを決定しないでください。墓石設置、墓石代金、納骨等に関するトラブルについては、市は一切責任を負いません。

**≪皆様に負担していただく標準的な費用≫**

　①使用料（永代使用料）　０．１㎡につき２万１，０００円（例：１坪で約７０万円）

　　※現在、管理料の徴収はしておりませんが、将来、請求させていただく可能性がございます。

　②土台設置等の工事費用

　③墓石設置等の費用（墓石代、字彫料金等）

　①の使用料は、使用許可の際、市に一括納付していただきます。将来、墓所を使用しなくなった場合でも、お返しすることはできません。②及び③の費用は、石材店にお支払いしていただくこととなります。墓石については、基本的には御希望のものを設置していただくことができますが、倒壊の危険性がある等周囲に影響を及ぼすおそれのあるものは設置できません。

《申込みから納骨までの手続について》

**１　申込期間：随時（申込み多数の場合は、締切りあり）**

真光寺・土ヶ谷・黒岩墓地空区画使用申込書に必要事項を記入し、市役所環境衛生課（本庁２階）へ提出してください。ただし、区画の整備費用に限りがありますので、申込件数が年間一定数以上に達すると締め切らせていただきます。

**２　区画の整備：完了まで３か月程度**

申込受付後、一旦更地とするため、市が既存の土台、瓦礫等を撤去し、整備を行います。区画整備後、手続について、御案内します。

**３　使用許可申請：区画の整備後、順次**

申込者は、墓所使用許可申請書に記入し、次の書類と一緒に提出してください。

（１）申請者の住民票（本籍地の記載があるもの）

（２）遺骨を保有している場合は、遺骨を保有していることが証明できる書類（埋火葬許可証又は改葬許可証）

**４　使用料の納付（使用許可申請から約２週間以内）**

使用許可手続についての通知書と併せて使用料の納付書を送付します。指定期日までに新居浜市指定金融機関にて払い込みください。

【新居浜市指定金融機関】

伊予銀行、愛媛銀行、三井住友銀行、東予信用金庫、広島銀行、百十四銀行、

香川銀行、高知銀行、えひめ未来農業協同組合、四国労働金庫、愛媛信用金庫、

上部支所、川東支所、別子支所

※払い込まれた使用料は原則として還付できません。

**５　使用許可証の交付**

使用料の支払いが済み次第、その領収書と印鑑（認印可）を持参の上、環境衛生課までお越しください。墓所使用許可証をお渡しします。

**６　墓石等の設置**

土台、墓石、字彫内容等について、石材業者と打合せをして、設置してください。これらの料金については、石材業者に直接お支払いください。

**７　墓石の設置完了**

墓石の設置が完了しましたら、市役所環境衛生課（電話６５－１５１２）まで御連絡ください。

※使用許可の日から１年以内に墓石の設置を完了してください。

※墓石の設置がない場合は使用権消滅の対象となります。

**８　納骨**

納骨をするときは、市役所環境衛生課へ届出が必要です。納骨届出書に必要事項を記入の上、埋火葬許可証又は改葬許可証を添えて提出してください。

市営墓地使用上の注意

**市営墓地の使用について、次のことに注意してください。**

１　納骨しようとするときは、納骨届出書に市町村の発行する埋火葬許可証又は改葬許可証を添えて提出してください。

２　納骨した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移そうとするときは、改葬許可申請書を提出し、改葬の許可を受けなければなりません。

３　墓所使用許可証に記載されている事項（住所等）に変更のあったときは、必ず届け出てください。

４　墓所は、祖先の祭しを主宰する者に限り、その使用を承継することができます。使用者がお亡くなりになった場合には、承継の手続をしてください。承継の手続がされないときは、墓所の使用権は消滅します。

５　墓所の譲渡又は転貸しはできません。

６　墓所が不要になったときは、原状に回復し（墓石撤去等）、返還届を提出してください。なお、既に納めた使用料は還付できません。

７　墓所内に新たな工作物を建設する場合は、市の許可を受けてください。

８　使用墓所の管理は使用者の方が責任を持って管理してください。

９　お供えを狙って野生動物が出没します。ご参拝後、各自でお持ち帰りください。

１０　火災防止のため、線香等の火気使用には注意してください。

１１　使用したバケツやひしゃくは元の位置に戻してください。

１２　墓地内、駐車場での事故等について、市は一切責任を負いません。

１３　施設を損傷した場合は、原因者の責任において原状に回復してください。